

指定訪問介護・第1号訪問介護事業(予防訪問相当)利用契約書

_____ (以下、「利用者」といいます) と 社会福祉法人桑の実会 桑の実中央ヘルパーステーション (以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う指定訪問介護及び第1号訪問介護事業(以下予防訪問相当含む)について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように訪問介護の提供を行います。

また、同様に第1号訪問介護事業についても、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし提供を行います。

利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定・事業対象者の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (訪問介護計画・訪問型サービス計画書)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画または訪問型サービス計画書(以下、「訪問介護計画」といいます)を作成します。また、すでに居宅サービス計画及び介護予防・生活支援サービス計画書が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。事業者はこの訪問介護計画の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (訪問介護の内容)

- 1 利用者が提供を受ける指定訪問介護及び第1号訪問型介護事業(以下、「訪問介護」といいます)の内容は「訪問介護計画」に定めたとおりです。事業者は、「訪問介護計画」に定められた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って定めたサービス提供時間や回数の程度・実施内容の訪問介護の提供を行います。ただし、利用者の状態の変化・訪問介護計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士、実務者研修修了者、介護員養成研修基礎課程、又は初任者研修課程を修了した者です。
- 4 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、軽微な場合を除き、利用者の了承を得て新た

な内容の「訪問介護計画」を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

- 5 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得た上でサービス内容を変更することが出来るものとします。
- 6 前項の場合にも、事業者は、所定のサービス利用料金を請求出来るものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項のほか、事業者は、「介護保険の適用とならないサービス」を介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項で定める各種のサービス提供について、必要に応じて契約者及び契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を電子データにて記録し、必要時もしくは利用者が希望する場合において写しを交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録について、その完結の日から5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日前後までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月28日までに事業者が指定した方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
- 6 利用料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準じるものとします。

第8条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前営業日の17時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前営業日の17時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、

料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 3 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ② 利用者が死亡した場合
 - ③ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

第10条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第11条（個人情報保護）

事業者は、事業者が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドランスを遵守し、利用者の個人情報の保護に努めます。

- 1 個人情報の取得に際しては、【重要事項説明書】に定めた内容に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- 2 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

- 3 事業者は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- 4 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害をおよぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（事業者の責任によらない事由によるサービス実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払を請求することはできないものとします。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（連携）

事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めます。

なお、第9条第3項または4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員等に連絡します。

第17条（鍵預り）

利用者はサービスを受けるのに際し、事業者に対して一定期間自宅の鍵を預ける場合、鍵預り依頼書を提出し、事業者は鍵預り証明書を発行することとします。また、鍵の返却依頼があった場合、事業者はこれに速やかに応じ、鍵返却証明書を2通作成し、1通ずつ保有するものとします。

第18条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第19条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<指定番号等> 1172501809

<事業所名> 社会福祉法人 桑の実会

訪問介護事業所 桑の実中央ヘルパーステーション

<住 所> 埼玉県所沢市小手指町4-18-1

<代表者名> 理事長 濱野 賢一 印

利用者

<住所>

<氏名> _____ 印

(家族の代表)

<住所>

<氏名> _____ 印

(続柄)

(代理人)

<住所>

<氏名> _____ 印

(続柄)

指定訪問介護・第1号訪問事業（予防訪問担当）重要事項説明書

＜令和 年 月 日 現在＞

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-2921-1104（営業日の8:30～17:30まで）

担当 管理者 先崎 弘美

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 桑の実中央ヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護事業所 桑の実中央ヘルパーステーション
所在地	所沢市小手指町4-18-1
介護保険指定番号	訪問介護 (埼玉県 1172501809号) 訪問型サービス (所沢市 1172501809号)
通常の事業の実施地域	所沢市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容	
管理者		1名		1名	業務・従業者管理全般	
サービス 提供 責任者	介護福祉士	名		名	派遣、サービス調整等	
	実務者研修修了者					
訪 問 介 護 員	介護職員基礎研修課程修了者	名		名	訪問業務等	
	介護福祉士	名	名			
	実務者研修修了者					名
	介護職員基礎研修課程修了者	名	名			名
	初任者研修課程修了者	名	名	名	名	
	その他					

(3) サービス提供と受付時間

サービス提供	営業日	月～土
	営業時間	8:00～20:00（祝祭日含む）
	休日	日曜日、年末年始（12/30～1/3）
サービス受付	営業日	月～土
	営業時間	8:30～17:30
	休日	日曜日、年末年始（12/30～1/3）

※ 上記の時間、曜日以外でのサービス提供をご希望の方はご相談ください。

3 サービス内容

(1) 身体介護（ご本人の身体に直接接触して行う介助）

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助（これに伴う準備・後始末の介助を含む）
- ②利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助
（利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助け及び介助に合わせて行う専門的な相談援助）
 - 排泄介助・食事介助・特段の専門的配慮をもって行う調理
 - 清拭（全身清拭）・部分浴・全身浴・洗面等・身体整容・更衣介助
 - 体位交換・移乗及び移動介助・通院及び外出介助
 - 起床及び就寝介助
 - 服薬介助
 - 自立生活支援のための見守りの援助
（自立支援・ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助を行う場合）

(2) 生活援助（ご本人のみに関連する日常生活の援助）

利用者が単身もしくは同居家族等が障害・疾病等の理由、または同様のやむを得ない事情により、家事を行うのが困難な場合に行う身体介護以外のサービスで、掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助

- 掃除 ○洗濯 ○ベッドメイク ○衣服の整理・被服の補修
- 一般的な調理・配膳 ○買物・薬の受取り

(3) 利用出来ないサービス

- ①直接利用者本人もしくは日常生活の援助に該当しないこと
 - 商品販売、農作業等の手伝い ○ご本人以外の洗濯、調理、買物、布団干し
 - ご本人が利用しない部屋や場所の掃除 ○草むしり、花木のみずやり、ペットの世話
 - 家具・電気機器等の移動、修繕、模様替え、大掃除、屋内外の修理
 - 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
 - 窓ガラス磨き、床のワックスがけ等
 - ②医療行為等について
 - 浣腸、摘便、吸引、吸入、人工肛門の処置等の医療行為
 - リハビリテーション ○マッサージ
- ※医療行為についての相談は、直接サービス担当責任者までご相談下さい。

4 サービス利用についての注意事項

- ①訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますのでご了承ください。
- ②サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご注意ください。
 - サービス従業者は、年金等の金銭の取り扱いは致しかねますのでご了解ください。
 - 買物等の際にお預かりする金額は、1万円以下とさせていただきます。

5 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則、基本料金（料金表）の1割又は2割又は3割です。

利用料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）によるものとします。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①指定訪問介護利用料

【 料金表 ー基本料金・昼間・地域加算含むー（概算） 】

※地域区分別1単位当たりの単価10.42円(6級地)

サービス内容		基本料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
身体介護中心	20分未満	1,698円	170円	340円	510円
	20分以上 30分未満	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上 1時間未満	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上 1時間30分未満	5,908円	591円	1,182円	1,773円
	以降 30分を増すごと	854円	86円	171円	257円
身体介護に引き 続き生活援助を 行う場合	20分以上 45分未満	677円	68円	136円	204円
	45分以上 70分未満	1,354円	136円	271円	407円
	70分以上	2,031円	204円	407円	610円
生活援助中心	20分以上 45分未満	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	2,292円	230円	459円	688円
初回加算		2,084円	209円	417円	626円
緊急時訪問介護加算		1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		2,084円	209円	417円	626円
特定事業所加算（Ⅱ）		所定単位数に10%を乗じた単位数に10.42を掛けた1割又は2割又は3割の額			
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数に24.5%を乗じた単位数に10.42を掛けた1割又は2割又は3割の額			

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※介護保険対象外のサービスを希望される場合は、上記を基本料金とします。

※訪問介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に移住する利用者にサービスを提供した場合、所定の単位数より10%減算とします。

②第1号(予防訪問相当)利用料

【料金表 -基本料金・地域加算含む- (概算)】

※地域区分別1単位当たりの単価10,42円(6級地)

		回数	基本料金	利用者負担		
				1割	2割	3割
標準的な内容のサービス (予防訪問相当)である場合		1回につき	2,990円	299円	598円	897円
生活援助が中心である場合	所要時間 20分以上40分未満の場合	1回につき	1,865円	187円	373円	560円
	所要時間 45分以上の場合		2,292円	230円	459円	688円
短時間の身体介護が中心である場合		1回につき	1,698円	170円	340円	510円
初回加算			2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)			1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)			2,084円	209円	417円	626円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に24.5%を乗じた単位数に10.42を掛けた1割又は2割又は3割の額				

※訪問介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者にサービス提供した場合、所定単位数より10%減算となります。

(2) 交通費

前記2の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を越えた地点から1Kmあたり20円を請求させていただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急、ご連絡ください。

(連絡先 電話04-2921-1104)

①サービス利用日の前営業日の17時まで	無料
②サービス利用日の前営業日の17時以降	利用者負担金(負担割合相当)

(4) 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変そのた緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの必要な措置を講じるとともに、家族や事業所又は管理者に報告します。

主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先 (家族等)	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	

居宅介護支援事業所	名称	
	所在地	
	電話番号	

事業所 社会福祉法人桑の実会 桑の実中央ヘルパーステーション

電話番号 04-2921-1104

営業時間 月～土 8:30～17:30 【休日】 日曜日、年末年始(12/30～1/3)

保険者 所沢市福祉部介護保険課 電話 04-2998-9420

(5) その他

①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様の御負担になります。

②料金のお支払方法

毎月、15日前後までに前月分の請求をし、28日に口座引き落としにてお支払いいただきます。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日新火災海上保険株式会社
保険名	日常生活傷害補償保険

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員等とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

○介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

○お客様がお亡くなりになった場合

④ハラスメントの防止対策

事業所は、適切な指定訪問介護（第1号訪問事業（予防訪問相当））の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた物により訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

⑤その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

お客様が、サービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族様などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 個人情報の利用目的

当事業所は、個人情報を下記の目的で収集及び利用し、その取り扱いには細心の注意を払います。

(1) 介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的

① 介護関係事業者の内部での利用に係る事例

- 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ・利用開始終了の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護サービスの向上

② 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- 当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他情報システム運用・保守業務の委託あるいはASPサービスの利用
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ・当該利用者のサービス提供上、医師等の意見・助言を求める場合
- 介護保険事務のうち、
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外の利用目的

① 介護関係事業者の内部での利用に係る事例

- 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力
- 外部監査機関への情報提供

② 介護関係事業者の義務

- サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 生命及び身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等

9 衛生管理等

- ・ 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- ・ 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

10 身体的拘束等の適正化

- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し行うこととする。

11 虐待防止に関する事項

- ・ 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともにその結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- 虐待の防止のための指針を整備する。
- 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ・ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所訪問介護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

12 業務継続計画の策定等

- ・ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護（第1号訪問事業（予防訪問相当））の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・ 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ・ 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1.3 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください。 ※業務上不適当と判断されない場合は、変更を致しかねる場合があります。
従業員への研修の実施	有	研修・講習会等実施しています。

1.4 サービス内容に関する苦情

① お客様相談・苦情担当

担当 先崎 弘美

電話 04-2921-1104

(受付時間 8:30~17:30)

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

法人第三者委員 小川 京子 電話 090-2237-2946

高橋 廣成 電話 090-3068-4002

所沢市福祉部介護保険課 電話 04-2998-9420

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

1 第三者による評価の実施状況

<input type="checkbox"/> あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input checked="" type="checkbox"/> なし		

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者およびその家族に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項及び個人情報の取り扱いについて説明しました。

事業所

所在地 埼玉県所沢市小手指町4-18-1

事業所 社会福祉法人 桑の実会

訪問介護事業所 桑の実中央ヘルパーステーション

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項及び個人情報の取り扱いについて説明を受け同意しました。

(利用者)

住所

氏名

_____ 印

(家族の代表)

住所

氏名

_____ 印

(代理人)

住所

氏名

_____ 印

(続柄)